

## 自由金利型定期貯金（M型）＜単利型＞

（平成18年4月1日現在適用中）

1. 商品名 （愛称）	・自由金利型定期貯金（M型）＜単利型＞ 愛称：スーパー定期
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期間	・定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年 ・満期日指定方式（休業日の満期日指定は不可） 1か月超2年未満（法人の場合） 1か月超3年未満（個人の場合） ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度  （3）計算方法 （4）税金  （5）金利情報の 入手方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものおよび2年を超えるものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年のものは、中間利払日（預入日からの1年後の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日から中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・個人の場合は20%（国税15%、地方税5%）の分離課税、 法人の場合は総合課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特 約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・預入期間2年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・個人の場合はマル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。

<p>9 . 中途解約時の 取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の（1）の利率により計算した利息額との差額を精算します。</p> <p>（1）預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日を満期日とした場合</p> <table border="0"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table> <p>（2）預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の3年後の応当日の前日を満期日とした場合</p> <table border="0"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> </table>	6か月未満	解約日における普通貯金の利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%	1年以上2年未満	約定利率×70%	6か月未満	解約日における普通貯金の利率	6か月以上1年6か月未満	約定利率×30%	1年6か月以上2年未満	約定利率×40%	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
6か月未満	解約日における普通貯金の利率																
6か月以上1年未満	約定利率×50%																
1年以上2年未満	約定利率×70%																
6か月未満	解約日における普通貯金の利率																
6か月以上1年6か月未満	約定利率×30%																
1年6か月以上2年未満	約定利率×40%																
2年以上2年6か月未満	約定利率×60%																
2年6か月以上3年未満	約定利率×80%																
<p>10 . 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																
<p>11 . その他参考 となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>																

## 自由金利型定期貯金（M型）＜複利型＞

（平成18年4月1日現在適用中）

1. 商品名 （愛称）	・自由金利型定期貯金（M型）＜複利型＞ 愛称：スーパー定期																										
2. 販売対象	・個人のみ																										
3. 期 間	・定型方式 3年、4年、5年 ・満期日指定方式 3年超5年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。																										
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・100円以上 ・1円単位																										
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。																										
6. 利 息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税 金 （5）金利情報の 入手方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算。 ・20%（国税15%、地方税5%）の分離課税 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。																										
7. 手数料	-																										
8. 付加できる特 約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。																										
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入日の3年後の応当日を満期日とした場合 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> </table> （2）預入日の3年後の応当日の翌日以後の日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日とした場合 <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>3年以上4年未満</td> <td>約定利率×80%</td> </tr> </table> （3）預入日の4年後の応当日の翌日以後の日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合	6か月未満	解約日における普通貯金の利率	6か月以上1年未満	約定利率×30%	1年以上1年6か月未満	約定利率×30%	1年6か月以上2年未満	約定利率×40%	2年以上2年6か月未満	約定利率×60%	2年6か月以上3年未満	約定利率×80%	6か月未満	解約日における普通貯金の利率	6か月以上1年未満	約定利率×10%	1年以上1年6か月未満	約定利率×20%	1年6か月以上2年未満	約定利率×20%	2年以上2年6か月未満	約定利率×40%	2年6か月以上3年未満	約定利率×40%	3年以上4年未満	約定利率×80%
6か月未満	解約日における普通貯金の利率																										
6か月以上1年未満	約定利率×30%																										
1年以上1年6か月未満	約定利率×30%																										
1年6か月以上2年未満	約定利率×40%																										
2年以上2年6か月未満	約定利率×60%																										
2年6か月以上3年未満	約定利率×80%																										
6か月未満	解約日における普通貯金の利率																										
6か月以上1年未満	約定利率×10%																										
1年以上1年6か月未満	約定利率×20%																										
1年6か月以上2年未満	約定利率×20%																										
2年以上2年6か月未満	約定利率×40%																										
2年6か月以上3年未満	約定利率×40%																										
3年以上4年未満	約定利率×80%																										

	<p>6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p>6か月以上1年未満 約定利率×10%</p> <p>1年以上1年6か月未満 約定利率×10%</p> <p>1年6か月以上2年未満 約定利率×20%</p> <p>2年以上2年6か月未満 約定利率×20%</p> <p>2年6か月以上3年未満 約定利率×30%</p> <p>3年以上3年6か月未満 約定利率×40%</p> <p>3年6か月以上4年未満 約定利率×40%</p> <p>4年以上5年未満 約定利率×80%</p>
10．貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11．その他参考 となる事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>